

平成17年度事業報告書

1 相談等受理状況 (3月末現在)

(1) 月別相談受理状況

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
件数	24	37	41	53	44	31	43	63	55	70	66	51

(2) 相談区分

区分	電話	面接	文書	計
件数	415	161	2	578

(3) 相談内容

区分	殺人	性被害	暴行傷害	交通事故	財産被害	DV・ストーカー	その他
件数	53	102	63	64	76	30	190

(4) 専門家による相談等

ア	弁護士による法律相談	41件
イ	臨床心理士によるカウンセリング	91件
ウ	精神科医による診療	2件

2 直接支援の実施状況

法廷付添	22件
検察庁付添	1件
弁護士事務所付添	2件
日常生活支援	2件
病院付添	1件

3 会議、会合等の開催・出席状況

(1) 会議の開催状況

5月30日	理事会(支援センター4階会議室)
5月30日	総会(支援センター4階会議室)
6月29日	センター合同部会(センター研修室)
10月12日	理事会(支援センター4階会議室)
3月17日	理事会(支援センター4階会議室)
3月24日	総会(支援センター4階会議室)

(2) 研修の実施状況

4月19日	公判傍聴研修(裁判所・センター研修室)
4月21日	同上
4月28日	同上
5月10日	被害者支援専科の意見交換会に参加(警察学校)
6月11日	定例研修(センター研修室)
6月16日	委託事業職員研修(木花青少年研修センター)
7月8日	鹿児島・熊本・宮崎3県合同研修(鹿児島県警察本部講堂)
7月9日	県北ブロック研修(延岡コミュニティセンター)
9月23日	定例研修(センター研修室)
11月12日	定例研修(センター研修室)
11月15日	委託事業職員研修(木花青少年研修センター)
1月14日	ニュージーランド、オーストラリアにおける被害者支援(センター研修室)
2月6日	兵庫県脱線事故の被害者支援について(警察本部講堂)
3月2日	委託事業職員研修(木花青少年研修センター)

(3) 関係機関・団体等の会議等出席状況

6月20日	犯罪被害者等協議会交通分科会
7月11日	犯罪被害者等協議会生安分科会
7月14日	県犯罪被害者等協議会幹事会
7月21日	県犯罪被害者等協議会総会
8月2日	DVネットワーク会議
9月2日	県教委指導主事会議講演
9月22日	交通安全市民の集い出席
10月19日	安全安心町づくり総会
10月26日	教習指導員講習講演
10月28日	同上
10月31日	同上
11月7日	被害者支援図上訓練参加
11月15日	安心安全県民会議
11月17日	DVネットワーク会議
11月18日	日南地区ネットワーク講演
11月24日	宮北被害者支援ネットワーク
1月17日	県DVネットワーク研修
2月1日	全国事務局長会議
2月7日	宮崎南連絡協議会
2月14日	高千穂連絡協議会
2月21日	えびの連絡協議会
2月22日	日向連絡協議会
2月23日	小林連絡協議会

(4) 全国ネットワーク関係会議・研修の状況

7月11日	直接支援セミナー参加（都民センター）
10月2日	全国秋期研修会参加（ネットワーク）
10月3日	全国犯罪被害者支援フォーラム 2005（ネットワーク）
10月23日	熊本シンポジウム参加（熊本県）
11月27日	基本法制定記念全国大会参加（東京都）
1月22日	被害者の会（あすの会）記念大会参加
2月17日	全国犯罪被害者支援フォーラム（和歌山県）
2月18日	全国春期研修会参加（和歌山県）
2月25日	犯罪被害者支援記念フォーラム（京都府）
2月25日	国際シンポジウム（東京都）
3月13日	直接支援セミナー参加（都民センター）

(5) その他

10月1日	全国犯罪被害者支援の日 記念フォーラム（県民文化ホール）
-------	------------------------------

4 広報啓発の実施状況

(1) キャンペーンの実施

9月23日	犯罪被害者支援の日キャンペーン（イオン宮崎店ショッピングセンター）
11月27日	人権フェスティバル（JAアズムホール） チラシ等の配布、パネル展示
12月3日	人権パレード（県庁～宮崎山形屋） チラシ等の配布（宮崎山形屋前）

(2) 新聞、ラジオ等

新聞・テレビ報道	随時実施
ラジオ放送	サンシャインFM スポット放送 月平均400回実施

(3) **ポスター、チラシ等の作成**

ポスター	1,500枚
チラシ	10,000枚
クリアホルダー	44,000枚
ポケットティッシュ	2,000個

(4) **機関誌の作成**

第3号(9月号)	4,000冊
第4号(1月号)	4,000冊

(5) **インターネット・ホームページの掲載)**

(6) **バス広告(宮崎交通)**

宮崎市内路線バス1台

車体外側面半分印刷(後方部)
車内全部にセンターのポスター掲示と
チラシつり下げ

都城市・延岡市内バス各2台

後方部ウインドーパネル

宮 犯 被 第 1 号
平成 1 8 年 4 月 2 6 日

宮 崎 県 知 事
安 藤 忠 恕 様

宮崎市広島 1 丁目 1 3 番 1 0 号
社団法人宮崎犯罪被害者支援センター
理 事 長 飛 松 建 二

委託事業実施報告書

社団法人宮崎犯罪被害者支援センターへの業務委託契約に基づく、平成 1 7 年度の業務委託事業に対する業務委託費 7 , 8 9 8 , 0 0 0 円の事業実施結果を、関係書類を添えて報告する。

1 添付書類

- (1) 平成 1 7 年度事業実施結果報告書
- (2) 平成 1 7 年度特別会計収支計算書

平成17年5月30日午後3時から午後5時までの間、支援センター4階会議室において、通常総会を開催しました。

通常総会には、宮崎県警察本部長様を来賓としてお迎えし、ご挨拶を頂きました。

総会の審議事項として

平成16年度事業結果報告に関する件

平成16年度収支決算に関する件

役員の改選に関する件

でした。いずれも原案通りご承認を頂きました。

今後も、会員の皆様のご協力を頂きながら、被害者の声に耳を傾け、センターとして出来ることを、ひとつひとつ積み重ねていきたいと思っております。

社団法人 宮崎犯罪被害者支援センター平成18年度事業計画

号数 (定款第4条)	事業項目	事業名	事業内容	実施予定	対象・参加人員・方法
第1号	相談事業	電話相談事業	相談専用電話により被害者等のための相談受理や各種情報の提供を行う。	月～金 10:00から16:00 まで	・対象～センターの相談専用電話を利用して各種相談を行う者。 ・事務局員、支援活動員
		面接相談事業	面接相談室において、被害者等のための面接相談を行う。 電話・面接相談の結果、カウンセリング等が必要な者に対し、センターに登録された専門家による、カウンセリング等を実施し、被害者等の被害の回復と軽減を図る。	同上	・対象～電話相談の結果、面接相談が必要と認められる者及び、面接相談を希望する者。 ・専門家(精神科医、臨床心理士等)により実施 精神科医については、必要がある都度実施
		法律・心理相談業務	電話・面接相談の結果、専門家による相談が必要と認められる者に対し、センターに登録された弁護士・臨床心理士等の専門家による相談を実施し、被害者等への法的及び心理的な支援活動を行う。	月2回	・上記電話、面接相談の結果、専門家による相談が必要と認められる者に対し、弁護士・臨床心理士により実施。
第2号	直接支援事業	物品の供与事業	被害者等からの要請により、防犯ブザー等の物品を供与・貸与することにより、被害者等の不安を除去する。		・対象～希望する被害者等に対し、実施。
		危機介入事業	犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者に対し、警察や被害者等の要請により、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の援助活動を実施する。	随時	・対象～危機的状況にある被害者等に対し、専門相談員、支援活動員が実施する。
		付き添いサービス事業	被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、病院への通院、警察での事情聴取等の際に、被害者等の希望に応じて被害者等の精神的負担の軽減を図るための付き添いサービスを行う。	随時	・対象～サービスを希望する被害者等に対し、専門相談員、支援活動員等が法廷、病院、警察署、被害者等の自宅等で実施。
		宿泊場所提供事業	被害者等からの要請を受け、関係機関との連携により、宿泊場所、シェルター(一時避難施設)等への斡旋を行う。	随時	・対象～サービスを希望する被害者等に対し、実施。
第3号	各種手続の補助事業	犯罪被害者等給付金申請補助事業	被害者等からの要請を受けた上で、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続きの補助を行う。	随時	・対象～申請手続きの情報提供を希望する被害者等
		損害賠償請求制度等各種制度の情報提供事業	被害者等から要請を受けた上で、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うとともに、申請手続きの補助を行う。	随時	同上
第4号	自助グループの育成・支援活動	自助グループの育成事業	被害者等の了解を得た上で、同じような被害に遭われた方や遺族を紹介するなどして、被害者等同士で語り合える自助グループの育成を図る。	随時	・対象～被害者自助グループの結成を目指す者 ・事務局員、支援活動員
		自助グループの支援事業	被害者が社会に発言できる機会をコーディネートし、被害者等への後方支援を行う。	随時	・専務理事及び専門相談員を担当者として会合・研修場所の提供等の支援を実施する。
第5号	関係機関・団体等との被害者による支援事業	警察等との連絡及び情報提供事業	直接問い合わせることをためらう被害者等に代わって、相談・支援各担当責任者が警察や検察庁、裁判所等から支障のない範囲で必要な情報を得て、被害者に提供する。	随時	・対象～警察署へ直接問い合わせることをためらう被害者等 ・センター職員、支援活動員が犯人の処罰、今後の裁判予定等の必要な情報を得て、被害者に提供する。
		各種会合への参加事業	宮崎県犯罪被害者支援連絡協議会(事務局: 県警察本部被害者支援室)に加入し、センターの活動状況を発表するとともに、被害者支援の各種情報の交換や相互協力を行う。その他の各種会合の場において、被害者等の人権及び支援の啓発活動を推進する。	総会 年1回 各分科会 年1回	・専務理事が総会等に出席する ・各会議の席上において、本センターの活動状況の発表、各種情報交換を行う。

		全国被害者支援ネットワークへの参加	犯罪被害者支援の全国民間組織「全国被害者支援ネットワーク」に加入し、全国の民間支援組織との連携を図り、合同の研修会等に参加する。	年4回	・センター職員及び支援活動員を派遣、参加させる。
第6号	被害者等の実態等に関する調査及び研究事業	先進的組織等の調査及び研究事業	日本国内での被害者支援活動の先進的組織を視察し、先進的な被害者支援活動について調査及び研究をするとともに、各種資料を入手する。 全国被害者支援フォーラム等に参加し、被害者等の実態等に関する調査及び研究を行う。	適宜	・センター職員を派遣、参加させる。
		刊行物による情報収集事業	被害者等の実態等に関する情報を新聞、雑誌等の刊行物により、収集、資料化する。	随時	・地方紙、全国紙1紙、学術誌を購入し、実施する。
第7号	相談員・被害者支援活動員の養成及び研修事業	相談員・被害者支援活動員の養成及び継続的な研修	1 被害者等の心理や被害者等の実態、刑事手続き等の基礎研修を研修室において行う。 2 面接・電話相談、直接的支援等活動内容別の実地研修を研修室において行う。 3 基礎研修及び実地研修終了者に対する継続的研修を行う。 4 支援活動員相互の意思疎通のためのミーティングを行う。 5 直接的支援に従事する直接支援員を養成するために計画的な養成講座を開催する	随時	・対象～センターの支援事業に参加する支援活動員及び支援活動員になろうとする者 ・講師～専務理事及び専門家講師。 専門家講師 精神科医、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、警察官等 ・日本財団による補助事業により実施
		スーパーバイザーの委嘱事業	1 相談員・被害者支援活動員に対し、専門的立場から指導助言をする。 2 相談員・被害者支援活動員の燃え尽き症候群等対策のためメンタルケアを行う。 3 相談員・被害者支援活動員の資質の向上を図るための研修を行う。	適宜	・相談員及び被害者支援活動員のメンタルケア、研修等については、必要に応じて適宜実施する。(スーパーバイザーは、専門相談員が兼務)
第8号	広報・啓発事業	ポスター、リーフレット、カードの作成・配布事業	ポスター、リーフレット、携帯カード等を作成し、広く県民に配布することにより、本センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。	年1回	・配布対象～市町村、警察署等の関係機関、団体の窓口を設置し、広く県民に配布する。
		機関誌の作成配布事業	宮崎犯罪被害者支援センターの活動状況等をまとめた機関誌を作成し、会員へ配布することにより、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。	年2回	会員及び関係機関・団体に配布する
		イベント参加	県や関係機関・団体等が主催するイベント等に参加する	年2回	・対象～県民
		広報媒体への広告の掲載事業	関係機関・団体が発行する公報媒体へのセンターに関する広告の掲載を依頼する。	適宜	・地方公共団体の広報担当、マスコミ等に協力を依頼し、センターの活動を広報。
		ホームページの運営事業	センターの活動内容等を紹介した独自のホームページを運営し、センターの広報、啓発を推進する。	随時	・対象～県民